

(案)

沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針を次のとおり定める。

令和4年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 上原 亀一

沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針

沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第120条の規定により行った指示（以下「委員会指示」という）の違反に対する委員会の処分等は、この方針によるものとする。ただし、委員会指示において、違反についての措置が規定されているものを除く。

（処分等の種類）

第1 違反者に対する処分等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 注意 口頭による注意を行うことをいう。
- (2) 警告 文書による警告を行うことをいう。
- (3) 知事への裏付命令申請 法第120条第8項の規定により、沖縄県知事に対して、委員会指示に従うべきことを命ずべき旨の申請を行うことをいう。
- (4) 承認取消 違反者が委員会指示により漁業の承認を受けている場合、その承認を取り消すことをいう。

（違反の程度及び違反回数毎の処分等）

第2 委員会指示の種類及び違反の内容毎の違反の程度は、別表1に掲げるものとする。

2 委員会は、次表に掲げる違反の程度及び違反回数に応じて、同表に掲げる処分等を行うことができる。

違反の程度	初回	2回目	3回目以降
軽微な違反 (承認証の不携帯等)	注意	警告	警告
中度の違反 (報告書等の未提出等)	警告	警告	警告、知事への 裏付命令申請、 承認取消
重大な違反 (未承認、制限内容の違反等)	警告	警告、知事への 裏付命令申請、 承認取消	—

3 承認を取り消された者においては、その後5年間は新たな承認は行わないものとする。
また、知事への裏付け命令申請に係る者も同様とする。

(承認取消をしようとする場合の手続き)

第3 委員会が、前第1項の表に掲げる承認取消をしようとする場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づき、当該承認取消の名あて人となるべき者について、意見陳述を行うこととする。

2 前項の意見陳述は、聴聞により行い、その手続きは、行政手続法及び沖縄県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(平成6年沖縄県規則第55号)の規定の例による。

(違反回数の計算)

第4 第2第2項の表に掲げる違反回数の計算は、同一違反者における違反の程度毎の違反回数を通算する。

2 同一違反者でないものであっても、経営の実態が同等と認められるものにあつては、違反回数を通算する。

3 併合違反(違反内容が2つ以上)の場合には、その処分等の内容が最も重い処分等とし、違反回数は1と数える。

4 最終違反の日より5ヵ年を経過する日までに次の違反をしなかった場合には、違反回数の通算を打ちきり、違反回数を0とする。

別表1 沖縄海区漁業調整委員会指示の違反内容と違反の程度

指示の種類	違反項目	違反内容	指示の条項	違反の程度
浮魚礁の敷設及び利用に係る委員会指示	協定未締結等	敷設者との間で利用に関する協定を締結せずに、又は協議を調えずに浮魚礁で操業	第13第1項	重大な違反
ウミガメの採捕に係る委員会指示	未承認	委員会の承認を受けずにウミガメを採捕	第1	重大な違反
	大きさの制限違反(漁業及び養殖)	腹甲長30cm~60cm以外を採捕	第5	重大な違反
	承認証の不携帯	承認証の不携帯	第9	軽微な違反
	報告書等の未提出	採捕報告書の未提出	第11	中度の違反
所持及び販売違反	未承認者による所持及び販売	第13	重大な違反	
ソデイカの採捕に係る委員会指示	採捕禁止期間違反	禁漁期間中の採捕	第2	重大な違反
	未承認	委員会の承認を受けずにソデイカはえ縄漁業を操業	第3	重大な違反
	はえ縄漁業の操業区域と漁具制限違反	50カイリ以内での操業禁止 疑似針350針以内	第9	重大な違反

	旗流し漁業の操業区域と漁具制限違反	50海里以内の海域で操業する場合、搭載及び使用する旗数30本の制限超過 50海里を超える海域で操業する場合、搭載及び使用する旗数50本の制限超過	第10	重大な違反
スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示	全長の制限違反	全長40cm未満のスジアラ、全長35cm未満のシロクラベラの採捕	第1	重大な違反
八重山諸島沿岸海域の保護区に係る委員会指示	保護区・保護期間内の制限違反	保護期間中、保護区域内での水産動植物の採捕	第1	重大な違反
マチ類資源の保護区に係る委員会指示	保護区・保護期間内の制限違反	ひき縄づり以外の水産動植物の採捕（試験研究除く）	第2	重大な違反
南大東及び北大東の沿岸海域における漁業に係る委員会指示	未承認	委員会の承認を受けずに指定漁業（第1の2号～8号）を操業	第2	重大な違反
	承認証の不携帯	承認証の不携帯	第4	軽微な違反
	承認旗章不掲揚	承認旗章を1m以上の高さに掲揚せずに操業	第5	軽微な違反
	報告書等の未提出	採捕報告書の未提出	第10第1項、第2項	中度の違反
多良間村に住所を有する漁民の漁業権漁場の利用に係る委員会指示	報告書の未提出	漁獲実績報告書の未提出	第3第1項、第2項、第3項	中度の違反
その他委員会指示	承認証の不携帯等			軽微な違反
	報告書の未提出等			中度の違反
	未承認、制限措置の違反等			重大な違反